第７　企業単独型造船特定活動の実施

１　（略）

⑴　外国人造船就労者となろうとする者について、当該者が国籍又は住所を有する国の送出し機関と調整を行うこと。

⑵～⑺　（略）

２～５　（略）

６　企業単独型受入造船企業は、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合又は実習認定の取消し等を受けた場合は、直ちに、国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に当該事実を報告しなければならない。

７・８　（略）

第13　認定の取消

１　（略）

⑴～⑺　（略）

⑻　監理許可の取消し等を受けた場合

２　（略）

⑴　（略）

⑵　第５の２⑺及び⑻のいずれかを満たさなくなった場合

⑶～⑺　（略）

⑻　受入造船企業が実習認定の取消し等を受けた場合

⑼　（略）

３　（略）

⑴～⑶　（略）

⑷　第５の４⑺及び⑻のいずれかを満たさなくなった場合

⑸～⑼　（略）

⑽　企業単独型受入造船企業が実習認定の取消し等を受けた場合

４～６　（略）

第14　関係機関に対する報告

１　（略）

⑴～⑶　（略）

⑷　受入造船企業が第５の２⑴から⑶まで、及び⑹の要件のいずれかを満たさなくなったことが判明した場合

⑸　（略）

⑹　監理許可の取消し等を受けた場合

⑺　受入造船企業に関し外国人の受入れ又は就労に係る不正行為又は実習認定の取消し等の問題を知ったとき

２・３　（略）

４　（略）

⑴～⑶　（略）

⑷　企業単独型受入造船企業が第５の４⑴から⑶まで、及び⑹の要件のいずれかを満たさなくなったことが判明した場合

第７　企業単独型造船特定活動の実施

１　（略）

⑴　再入国して外国人造船就労者となろうとする者について、当該者が国籍又は住所を有する国の送出し機関と調整を行うこと。

⑵～⑺　（略）

２～５　（略）

６　企業単独型受入造船企業は、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合は、直ちに、国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に当該事実を報告しなければならない。

７・８　（略）

第13　認定の取消

１　（略）

⑴～⑺　（略）

（新設）

２　（略）

⑴　（略）

⑵　第５の２⑸及び⑹のいずれかを満たさなくなった場合

⑶～⑺　（略）

（新設）

⑻　（略）

３　（略）

⑴～⑶　（略）

⑷　第５の４⑸及び⑹のいずれかを満たさなくなった場合

⑸～⑼　（略）

（新設）

４～６　（略）

第14　関係機関に対する報告

１　（略）

⑴～⑶　（略）

⑷　受入造船企業が第５の２⑴から⑷までの要件のいずれかを満たさなくなったことが判明した場合

⑸　（略）

（新設）

⑹　受入造船企業に関し外国人の受入れ又は就労に係る不正行為の問題を知ったとき

２・３　（略）

４　（略）

⑴～⑶　（略）

⑷　企業単独型受入造船企業が第５の４⑴から⑷までの要件のいずれかを満たさなくなったことが判明した場合